

ひがよどなごみ勉強会事業業務委託（長期継続契約）
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

ひがよどなごみ勉強会事業業務委託（長期継続契約）

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

生活困窮状態にある世帯の小学5年生～高校3年生等（以下、「生徒等」という。）を対象に居場所を提供して、自尊感情を高め、自己肯定感の向上に取り組み、学習支援を行い、希望する高校への進学につなげるとともに、高校中退を防止する基礎的な学力を形成することで、貧困の連鎖を解消することを目的とする。

上記目的（以下、「事業目的」という。）を達成するために、学習機会に恵まれない生活困窮世帯の生徒等を対象に「居場所」と「学習支援の場」を兼ね備えた「勉強会」を区内2か所で、原則週に各1回実施する。

(2) 業務内容（※詳細は別紙「仕様書」参照）

上記(1)の事業目的を達成するために、次の業務を行う。

- ア 勉強会の運営
- イ 学習支援等の実施
- ウ 学習支援計画の策定・評価
- エ 定期的なイベント等の開催
- オ 研修会の企画及び開催
- カ 生徒等への相談対応及び発注者・保護者・関係機関との連携
- キ 学習支援サポーターの管理事務
- ク 生徒等の調査・分析・効果の検証
- ケ 研修への協力

なお、業務を行ううえで、宗教活動・政治活動・公序良俗に反することは行わないこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

委託料の1か年度あたりの上限額（消費税及び地方消費税は、上限額に含む）は次のとおり予定しているが、令和8年度以降、該当各年度の予算の編成過程で変更になる場合がある。

また、令和8年度の予算が成立しない場合、本プロポーザルに係る企画提案は無効とする。加えて、令和9～10年度の各年度予算が成立しない場合、契約を解除することがある。

委託料額の 上限（予定）※1	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	7,856,000 円	7,856,000 円	7,856,000 円

※1 消費税及び地方消費税を含む。

※2 上記委託料額に新庄会館の施設利用料を含むこととする。なお、利用にあたっては新庄会館 運営委員会と協議すること（令和7年度の実績：3時間につき2,000円）。

(4) 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

(5) 履行場所及び勉強会開催曜日

ア 会場：東淀川区役所出張所（東淀川区東淡路4丁目15番1号） 曜日：火曜日

イ 会場：新庄会館（東淀川区上新庄2丁目24番26号） 曜日：木曜日

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容の詳細は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、損害請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、発注者の検査を受けた後、受注者の請求に基づき支払う。

支払い時期や金額、方法、精算等の詳細については契約時に定める。

(3) 契約書案

別紙「契約書案」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 否

(5) 再委託について

ア ひがよどなごみ勉強会事業業務委託（長期継続契約）で規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡素な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方

に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を、ひがよどなごみ勉強会事業業務委託（長期継続契約）契約書第43条2項及び第43条の2に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) 契約の解除

次に該当する場合、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。なお、契約の解除にあたっては、次の事業実施者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎなどを行うこと。

- ア 正当な理由なく契約を履行しない場合又は履行の見込みがない場合
- イ 契約の履行にあたり発注者の指示に従わない場合又は発注者の職務の執行を妨げた場合
- ウ 発注者に重大な損害又は危害を及ぼした場合
- エ 法令や要綱等を遵守しない場合
- オ 適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施しておらず、発注者の是正指示に従わない場合
- カ 応募書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
- キ その他、発注者が必要と認める場合

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の要件を満たしていること

- ア 法人格を有すること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に登録しているものにあつて、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に登録されていない者については、公告日時点において、引き続いて1年以上営業等を行っており、かつ、納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- オ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- カ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和7年11月19日（水）	・公募（書類配付・HP掲載）開始 ・参加申請関係書類・質問受付開始
令和7年12月24日（水）17時30分	・参加申請関係書類・質問受付締切
令和8年1月6日（火）	・「参加資格決定通知書」送付 ・質問に対する回答（HP掲載）
令和8年1月7日（水）	・「企画提案書」受付開始
令和8年1月26日（月）17時30分	・「企画提案書」受付締切
令和8年2月17日（火）	・企画提案会（書類審査・プレゼンテーション審査） ・選定会議
令和8年2月24日（火）	・「選定結果通知」送付 ・最終選定結果の公表
令和8年4月1日（水）	・契約締結 ・委託事業開始

6 応募手続き等に関する事項

(1) 書類の配付

募集要項、公募型プロポーザル参加申請関係書類について、次のとおり配付を行う。なお、本市ホームページからダウンロードもできる。

ア 配付期間

令和7年11月19日（水）から令和7年12月24日（水）まで
 年末年始（12月29日から1月3日）、土曜日・日曜日・祝日を除く毎日、9時00分から17時30分まで

イ 配付場所

大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号
 大阪市東淀川区役所保健福祉課（地域福祉相談グループ）（1階10番窓口）

(2) 参加申請関係書類受付

ア 受付期間

令和7年11月19日（水）から令和7年12月24日（水）まで
 年末年始（12月29日から1月3日）、土曜日・日曜日・祝日を除く毎日、9時00分から17時30分まで

イ 提出書類

別表1のとおり

ウ 提出部数

1部

エ 提出場所及び方法

大阪市東淀川区役所保健福祉課（地域福祉相談グループ）（1階10番窓口）に持参する

こと（郵送は不可）

オ 参加資格決定通知

公募型プロポーザルへの参加を認める事業者については「参加資格決定通知書」を交付し、認めなかった事業者については、その理由を付した通知書を交付する。（令和 8 年 1 月 6 日（火）発送予定）

(3) 質問受付及び回答

ア 質問受付期間

令和 7 年 11 月 19 日（水）から令和 7 年 12 月 24 日（水）17 時 30 分まで

イ 受付方法

別紙「質問票」【様式 1】により、「件名」に「【ひがよどなごみ勉強会事業 質問】」と明記のうえ、電子メールに添付して次のアドレスに送付すること。

E-mail: tm0006@city.osaka.lg.jp

なお、発注者にてメールを受信した際には、上記 E-mail アドレスから事業者に対しメールを受信した旨返信するので確認することとし、質問を送付したにもかかわらず、返信メールが届かない際は「9 担当部署」に問い合わせること

ウ 回答方法

質問と回答を本市ホームページに掲載する。質問が無かった場合は掲載しない。

掲載期間：令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 1 月 26 日（月）まで

エ その他

次の質問については受け付けない。

- ・アの質問受付期間外に送付された質問
- ・電話及び来訪など口頭による質問
- ・指定のメールアドレス以外に送付された質問

(4) 企画提案関係書類受付

ア 受付期間

令和 8 年 1 月 7 日（水）から令和 8 年 1 月 26 日（月）まで

土曜日・日曜日・祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 30 分まで

イ 提出書類

別表 2 のとおり

ウ 提出部数

7 部（正本 1 部・副本 6 部 ※副本は複写可）

エ 提出場所及び方法

大阪市東淀川区役所保健福祉課（地域福祉相談グループ）（1 階 10 番窓口）に持参すること（郵送は不可）

オ 企画提案書について

別表 2 及び「企画提案書」に記載する事項及び作成上の留意点を参照すること

7 審査・選定に関する事項

(1) 審査基準

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に行うものとする。

審査項目	配 点
ア 事業の趣旨・目的の理解、事業の専門性 趣旨・目的の理解、事業の専門性、実績	20
イ 収支計画 収支予算と事業内容の整合性	5
ウ 事業の円滑な運営 業務内容(1)～(8) ※ 業務内容の番号は別紙「仕様書」の「4 業務内容」における 番号を表す。	65
エ 業務体制 実施（従事者）体制	10
合 計	100

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、ひがよどなごみ勉強会事業業務委託（長期継続契約）事業者選定会議が行い、その意見を受けて選定する。なお、審査は非公開とする。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行い、全委員の合計評価点数により、最優秀提案とし、当該提案者を契約予定者として選定する。なお、合計評価点数が最も高い提案が複数あった場合は、次の①～③の順で、評価点の高いものを契約予定者として選定する。

- ①「ウ 事業の円滑な運営」
- ②「エ 業務体制」
- ③「ア 事業の趣旨・目的の理解、事業の専門性」

ただし、委員の評価点の平均が 60 点に満たない提案は、選定しないこととする。

また、見積金額（消費税及び地方消費税を含む）が 7,856,000 円を超えている場合は、選定対象から除外する。

ウ 企画提案会（書類審査・プレゼンテーション審査）・選定会議

(ア) 開催日時

令和 8 年 2 月 17 日（火）

(イ) 開催場所

大阪市東淀川区役所内会議室

(ウ) 内容・方法等

- ・ 企画提案書を提出した事業者ごとに行う。
- ・ 開始時間、集合場所等は「参加資格決定通知書」に記載する。
- ・ 提案者が 1 事業者であっても、実施する。

- ・ パソコン等必要な機器がある場合は、提案者が準備することとする。(プロジェクター等は発注者が準備する。不明な点がある場合は発注者に確認すること。)

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、失格とし、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して、企画提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- オ 契約上限額を超える提案があった場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(4) 選定結果の通知及び公表

審査結果及び選定結果は、令和 8 年 2 月 24 日（火）にすべての参加者に通知を送付し、また本市ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 提案に係る費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申込後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の当プロポーザル参加は無効とする。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 期限後の提出、差し替え等は、発注者が指示した場合を除き認めない。
- (5) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (6) 提出された企画提案書は、審査・委託事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

9 担当部署

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新 2 丁目 1 番 4 号

大阪市東淀川区役所保健福祉課（地域福祉相談グループ） 1 階 10 番窓口

電話：06-4809-9929

E-mail: tm0006@city.osaka.lg.jp

担当：福田・今津

ひがよどなごみ勉強会事業業務委託（長期継続契約）
公募型プロポーザル参加申請関係書類一覧

名 称	様式・取り扱い等
① 公募型プロポーザル参加申込書	様式 2
② 業務実績調書	事業者の業務内容がわかるもの。パンフレット等、様式は問わない。
③ 定款の写し	
④ 役員名簿	
⑤ 申出内容誓約書	様式 3
⑥ 履歴事項全部証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可
⑦ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表 又は確定申告書	直近のもの
⑧ 印鑑証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し不可
⑨ 使用印鑑届	様式 4
⑩ 直近 2 か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その 1、その 3 又はその 3 の 3 様式 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること
⑪ 直近 2 か年の市町村民税及び固定資産税の納税証明書	提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が 2 年未満の者、もしくは非課税で本証明書が 2 か年分提出できない場合は、その旨記載した理由書を提出すること

※ 令和 5・6・7 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、⑥～⑪は省略可能

**ひがよどなごみ勉強会事業業務委託（長期継続契約）
企画提案関係書類一覧**

名 称	様式・取り扱い等
応募申請書	様式 5：企画提案書に添付。代表者印を捺印すること
企画提案書	様式 6－1～様式 6－5

「企画提案書」に記載する事項及び作成上の留意点

1 「企画提案書」に記載する事項

- (1) 本事業を実施するにあたっての理念（様式 6－2）
- (2) 業務実施にあたっての基本的な考え方（様式 6－2）
 - ア 業務をどのように具体化していくのか
 - イ 専門的ノウハウを活かし、高い事業効果が見込める提案がある場合、どのようなことをするのか
- (3) 業務体制（様式 6－5）
 - ア 業務遂行に関して全般にわたり管理責任を担う学習支援コーディネーターの氏名、年齢、所属、経歴と職歴、取得資格
 - イ 本事業を展開する際のスタッフの人員、人材、勤務の体制や条件についての考え方
 - ウ 事業の運営にあたっての個人情報の保護及び管理について
 - エ 勉強会の安全管理及び緊急時の連絡体制について
 - オ 業務実施にあたっての協力機関・連携先及び協力・連携内容

2 作成上の留意点

(1) 企画提案書

提案書については、基本的に A 4 サイズで作成することとするが、必要に応じて A 3 サイズを使用しても差し支えない。但し、その場合は Z 折り等により A 4 サイズに収めること。
なお、資料は左右 2 センチメートル以上、余白を設けること。

(2) その他

- ア 企画提案書受付締切後の提出書類の撤回、取り消し、変更並びに返却はできない。
- イ 提出できる案は、1 案のみとする。
- ウ 提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがある。
- エ 書類は、正本（1 部）及び副本（6 部）をそれぞれ 1 部ずつ A 4 紙製ファイルに綴って提出すること。
- オ 正本及び副本の表紙及び背表紙には、提案事業タイトルを記入すること。
- カ 提案事業者名の記載は、正本のみとし、副本には記載しないと同時に、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。